

国立大学法人東京農工大学学寮規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学学寮規程（16教規程第16号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学学寮規程</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16教規程第16号</p> <p>第1条～第11条 省略</p> <p>（寄宿料）</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定める寄宿料を毎月10日までに<u>資金管理運用チーム</u>に納入しなければならない。</p> <p>2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料は1か月分を納入しなければならない。</p> <p>3 休業期間内に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず休業期間開始日の前に納入しなければならない。</p> <p>4 納付済の寄宿料は、これを返還しない。</p> <p>（光熱水料等の経費の負担）</p> <p>第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。</p> <p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに<u>資金管理運用チーム</u>に納入しなければならない。</p> <p>第14条～第18条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略（現行どおり）</p> <p>（寄宿料）</p> <p>第12条 寮生は、国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程に定める寄宿料を毎月10日までに<u>資産管理チーム</u>に納入しなければならない。</p> <p>2 入寮の日又は退寮の日が月の中途であっても、その月の寄宿料は1か月分を納入しなければならない。</p> <p>3 休業期間内に係る寄宿料は、第1項の規定にかかわらず休業期間開始日の前に納入しなければならない。</p> <p>4 納付済の寄宿料は、これを返還しない。</p> <p>（光熱水料等の経費の負担）</p> <p>第13条 寮生が私生活のために使用する光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。</p> <p>2 寮生は、前項に定める経費を毎月所定の日までに<u>資産管理チーム</u>に納入しなければならない。</p> <p>第14条～第18条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（18教規程第16号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。